

第3回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会 会議録

- 1 日 時 平成19年12月20日(木) 午後3時から午後4時50分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所7階 農業委員会室
- 3 出席者 阿久津均委員, 井上豊彦委員, 木村謙委員, 佐々木英明委員, 塚田貞子委員, 長谷川正委員, 浜田耕一委員, 福田智恵委員, 森野静雄委員
(欠席委員 関口浩委員, 中村直樹委員)
事務局 大竹生活安心課長, 大竹生活安心課長補佐, 高橋生活安心グループ係長, 赤石澤総括主査, 近藤主任主事, 片岡主事
- 4 議題 (1) 第2回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会会議録について
(2) 路上喫煙の規制について(各論)

1 開会(午後3時)

- ・井上会長よりあいさつ
- ・大竹課長補佐より, 事務局が用意した資料のほかに, 会長の許可を得てA委員から提供のあった資料(「資料4」)を各委員に配布した旨説明

2 議事

(1)第2回条例制定懇談会会議録について

- ・会長の議事進行により, 会議録の内容を確定, 公開について説明。

(2)第2回条例制定懇談会資料の修正について【別添資料1, 2参照】

会長 今日(の)議題に入る前に, A委員から提供のあった資料を説明していただきたいと思います。

【A委員から資料4に基づき説明】

会長 ありがとうございます。事前にご説明いただいたほうが皆さんにも分かりやすいかなということで説明していただきました。それでは, 議事に戻ります。「第2回懇談会の資料の修正」について説明お願いいたします。

【事務局から資料1, 2に基づき説明】

会長 それでは, 資料1の前回の路上喫煙の規制についてですが, 前回皆様方に議論いただいた中で修正を加えております。これではよろしいかどうか, おはかりしたいと思います。

今回の路上喫煙の規制について, 最初は基本的な考え方があったんです

が、この時の議論は、公共の場というのが広く捉えられたんで、一応ですね、限定をかけていこうということだったと思います。このところいかがでしょうか。ご意見がなければ、皆様にご理解いただけたということの修正ということによろしいでしょうか。

次に2ページになりますが、4の結論の(1)、(2)のところの(1)については、「公共の場でのマナーに反した」ということで一応限定されたという内容で、市民福祉というのは、かなり広く捉えられていて、一応条例の中での目的は、市民福祉といっても、路上喫煙による火傷や衣服、持ち物などの焦げの防止に関する市民福祉の向上を目指すんだということで修正を加えたということになっておりますが、ここについてはいかがでしょうか。いいですか。

次にⅡの規制区域、時間ですね。この結論の部分ですね。「禁止区域を除いた」と「喫煙行為をする場合はマナーを守るよう」ですが、いかがですか。どうでしょう。いいでしょうか。

次はⅢの規制する行為の範囲について、規制行為としての整理ということで前回議論の中で、禁止区域と努力義務区域を分けながら、考え方、結論について整理を行いました。確か禁止区域と努力義務区域ということでいろいろ意見が出ましたので、そういった中で整理したということですが、この部分についてはいかがでしょうか。一応それなりにはまとまっているなということで、よろしいですか。それでは皆様方に了解頂いたということで終わりにします。

(3)路上喫煙の規制について（各論）【別添資料3参照】

会長 次に今日の本論ですが、「路上喫煙の規制について」という各論の議題にしたいと思います。事務局説明をお願いします。

【事務局から資料3に基づき説明】

会長 具体的な規制区域と規制区域内における喫煙スペース、それから実効性の確保、罰則について、まず皆さんに議論していただくのは、具体的な規制区域、これは前回ありましたように禁止区域、それから努力義務という話が出まして審議されるかと思いますが、まずこの括弧内の所を含めて、ここを議論してから、努力義務区域案に入りたいと思いますが、区域の考え方についていかがでしょうか。皆様ご意見ありますでしょうか。前回、だいたい議論を済ませた形での記述になっていきますので、基本的な考え方についてはですね、歩行者の多い道路やそれに類する区域を禁止区域として、それ以外についても、マナーを守るように努力義務にしているということ

ですよね。具体的には、この部分はその下の努力義務区域案の場所ということになってきますが、基本的にこれが固まれば、後は区域設定になっていきますが。

B委員 聞き逃したかもしれませんが、駅東口の方については、きちんと整理されてから区域設定するという考え方ですね。

事務局 はい。整備されてから設定してまいります。

会長 東口の話が出ましたが、基本的な考え方についてはいかがでしょうか。特になければ事務局側の考え方に基づいて区域設定そのものについてやっていきたいと思いますがよろしいでしょうか。何かありましたら、戻るといふことで。まず努力義務区域案ですね。これは、禁止区域以外の市内の道路、公園、その他の屋外の公共の場所に凝縮している。これを努力義務区域とすることで、エリアの取り方については、当たり前の気がしますが、エリアを限定したということでは何か意見があれば。

A委員 よろしいですか。屋外の公共の場所というのは具体的にはどういうところが入ってくるものなんですか。

事務局 基本的には、道路、あるいは児童公園が入ってまいります。その他にも例えば市の施設の屋外駐車場とかそういったところが入ってくると考えております。

B委員 東口はいつ頃完成の予定なんですか。

C委員 平成23年4月オープン予定です。22年度には大きな工事が入ると思います。

事務局 東口の屋外の部分につきましては、20年6月にはだいたいできます。その時に併せまして規制区域に入れていくように構築したいと考えております。

B委員 東口の繁華街は、朝行ったら足の踏み場がないほどタバコの吸殻がひどいので、あのままにしておいていいのかなと思いつながらお話をうかがったのですが。

会長 その点につきましては、規制区域の方で再度議論したいと思いますので、努力義務区域の部分についてはどうでしょうか。このエリアでよろしいでしょうか。かなり常識的な範囲かなという感じがしますが。それでは、一応、努力義務区域案については、こういう形にいたしまして、まず禁止区域の考え方について、一時間あたりの最大通行量と道路の幅員を含めてそれらを勘案して、人通りの多いところですね。特に区域1というのは、線ですと、線と言ってももちろん単なる線ではなく若干の猶予もあるんですけど、ここを中心にずっと捉えてきたという形ですね。区域2の別の宇都宮市周辺、東口も含めて同じエリアになってくるのかなと思いますけど。

駅前もペDESTリアンデッキや二層構造になっているから、上も下も同じですよね。この辺の線引きについて皆さんいかがでしょうか。

D委員 線引きについてですか。

会長 この区域設定そのものについてです。

D委員 この参考資料に基づいた設定の仕方は、妥当ではないかと考えます。質問ですが、この二荒山神社前は、私道ではないのですか。

C委員 表参道スクエアの所ですよ。広場が創設されますよね。

事務局 まず、参道の部分、階段からまっすぐ上に伸びているこの部分は、二荒山神社所有でございます。図面でいうとその右の部分の一部でございますが、これはバンバ広場ということで、公園に準ずるような市の施設でございます。こちらの部分につきましては、現在商業施設がこの広場を活用するという話もございまして、現在調整中でございますことから、お示しができなかったという経過がございます。できれば次回までに追加でこの辺の話ができればと考えております。ご説明が遅くなり、申し訳ございませんでした。

会長 そうすると、今調整中でまた新たな設定の可能性があるということですか。

事務局 できれば私どもといたしましては、禁止区域にしたいと考えておりますが、その辺につきましては、まだはっきりと調整ができていない段階でございます。次回までには、整理させていただきたいと考えております。

C委員 ついでにですね。計画で再開発が決まっていますよね、西側の方にも広場ができるということで、それも併せてですね、一緒にやっていただければ非常にありがたいと思います。

E委員 バンバ広場と、C委員がおっしゃった広場の西側の足利銀行の所、あそこを同じ者で指定管理者制度を入れたいと、市の経済部から地元に話がきているんですね。今地元の有志が集まりまして、既にできあがっているバンバ広場とさらに二荒山に向かって左手の足利銀行の方も一緒にということで協議をしているところですので、今、C委員がおっしゃったように、一つの括りの中でそうしていただければよろしいかなと思います。

会長 今ここは、西側の方も進んでいるところですよ。なるほど。あそこは、かなり人が集まる所ですよ。いろんなお祭りがあるし、見事にきれいになりましたからね。結構人通りがありますよね。将来的には、いろんなイベントがでるようになるんですよ。事務局どうですか。次回までに調整はしているんでしょうけど。いずれにしても私道部分であっても、規制区域の中に入れるのは法律的には可能だと思いますよ。

E委員 これを見ると、オリオンスクエアの方も禁止区域になっていますよね。

あそこは吸えない場所になっているので、ここと全く同じ感覚になると思うんですけどね。

会長 そうですね。同じ感じになりますね。あの立派な所ですよ。あそこは灰皿が無かったですか。見たような気がしましたが。

A委員 オリオンスクエアはこれから出てくるところだと思うのですが、例えばコンサートとか何か、人が滞留するような使われ方をした時に、その時の喫煙はどのようにするんですか。そこは禁止区域だから滞留する場であっても一切喫煙場所を設けないのか、ないしは、通行量が多い所であるとか、あと、滞留するイベントがある場合どのような喫煙場所を設けるお考えなのか、この辺りの考えがあったら教えていただきたい。

事務局 現在オリオンスクエアは禁煙となっておりますが、例えばそこでイベントをやる場合につきましては、施設の一部に喫煙スペースを設け、今も臨時的に許可をしている実態がございます。それとその後の喫煙スペースの問題、こちらの方では当然そういった部分については対象になるのかなと、まだ決定ではございませんが、考えている次第でございます。

A委員 わかりました。

E委員 オリオンスクエアの床が、煙草に耐えられない床だったんじゃないかと思うのですが。

A委員 石か何か張ってあるのではないんですか。

E委員 ラバーみたいなものです。

事務局 臨時の喫煙所につきましては、ラバーの所ではなく、石の所に設置しているようです。

会長 ただ臨時的という部分は、私もよくイベントとかに来るんですけど、人が結構集まりますから、他の所にですが、喫煙スペースが必ずあるんですけど、吸殻が山盛りになって灰が散乱するという実態がある。まあそういうことがクリアーできるか。今のところ区域設定についてはいかがでしょうか。他にご意見ございませんか。

C委員 よろしいでしょうか。オリオンスクエアから大通りに向かって江野町の所、ここは結構人通りがあるんですが、何で区域に入らないんですか。旧十字屋の前の通りですね。道路も一方通行で大通りに向かって抜けていくというパターンで、ポイ捨てもあるし、カラオケボックスがあつてそこにいろんな人間が来るということもありますし、何で禁止区域から抜けたのでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、資料の「参考2」をご覧頂きたいのですが、江野町通りの通行量が順位で11番目に入っております。1時間あたり77人ということで、通行量が10番目までの道路に比べますと少し落ちる。

- それと実態といたしまして、この通りにつきましては、商店街の皆さんが歩道のねじれている部分、広がっている部分に灰皿を置いて、実際には中心市街地の喫煙スペースになっているということでございます。
- 会長 そうすると、喫煙者にとってある意味逃げ場になっている。省くのがいいのかな。
- A委員 その議論でいくと、日野町通り、アーケードが切れた所が関連してくると思うんですが、そちらの商店街の方と協同で既に灰皿を設置されたりしているんですよね。そこら辺の扱いをどのようにするのか、同じ流れの中でちょっとどうかなど。
- 事務局 日野町通りにつきましては、通行量が7番目になっていることで、その上でこの後の議論になりますが、喫煙スペースを確保する対象の道路であると私どもは認識しております。
- 会長 なるほど、ここも喫煙場所とセットで考えないと駄目ですね。
- C委員 大通りが東京街道のT字路、池上町の交差点で止まりますよね。横にユニオン通り、自転車と人の通りの多い通りが平行して走っているんですが、どうせ線引きするなら、裁判所の材木町通りまで伸ばした方がいいような気がするんですけどね。
- 事務局 そういった商店街の問題でございますが、私どもで進めております中心市街地の活性化計画によりますと、ちょうどこの宮島町十文字、資料の「区域1」で見ますと一番右端に見えているところです。ここから東京街道まではセンターコアという形で、一つの中心市街地といわれているということもございまして、私どもでは、基本的にはまずここまで考えさせていただきたいということでございます。ただユニオン通りにつきましては、特殊な商店街、歩行者が多い通りということで、特に加えさせていただいたというような考え方で、基本的には、東京街道までが私どもの考え方でございます。
- C委員 ユニオン通りが特殊ということですね。
- F委員 先ほどC委員からもありましたけれど、駅西口でいくと泉町の通りが区域に入っていないなと思うんですけど。夜は人通りが多いのではないかと思うんですが。お酒を飲むと、なにかこう吸いたくなるんじゃないかと思うんですが。
- 事務局 ひとつは通行量調査がされていないということがあるのですが、もうひとつは、歓楽街につきましては特定の方がそちらにいらっしゃるということ、日常生活の中でお子様がいらっしゃらないということですね。
- A委員 広島の場合だっと思うんですが、流川という歓楽街があつてですね、そこだけはすっぱりとエリアから落とされているんですね。歓楽街であつた

りですとか、反社会的な方々の事務所があつたりですとか。実際、この東口のほうの話も出てきていますが、我々、クリーン活動をやるので、本当に汚いってわかっているんですけど、そこを指定した時にはどう維持していくのかはしっかり考えていかないと。あと、お酒が入っていますからトラブルになったりとかですね、そういうことも考えられますので。

B委員 警察と十分に連絡を取ってやらないとね。警察をうまく引き込まないと歓楽街っていうのは規制できないでしょうね。

A委員 常にそこで滞留している方もおられますからね。

C委員 歓楽街のお客さんよりも、たぶんあそこに立っている黒服のお兄さん達がひどいんじゃないかと思うんですよね。待ちながら煙草をポイポイとね。

A委員 煙草に限らず、空き缶であるとか食べ物のカスであるとかですかね。

E委員 江野町のほうはしっかりしていますね。

A委員 江野町は歴史がありますからね。きれいにされていますね。

C委員 江野町はみんな灰皿を置いているんですか。

E委員 置いていますね。しゃぼん通りは。

会長 歓楽街は難しい区域ですね。

A委員 東口には案内所というか、黄色い看板を掲げた飲食店の案内所がありますよね。そちらのほうに2, 3台、私どもから灰皿を提供して、置きっぱなしだとなくなっちゃいますから、昼はしまっていて、夜だけ出していただく形でいくつか置いてあるんですけど、その脇にも吸殻が落ちている状態なので、それをきれいにするっていうのはなかなか骨が折れることなのかなと思います。そのままいいとは思いませんが。

E委員 日野町通りはみんな掃除していますよね。

C委員 泉町もきれいになりましたよね。駅東が最悪ですね。

E委員 やはり、汚い街には人が来ないって知っていますから。だからきれいにしますよね。

会長 設置してある灰皿も持っていつっちゃうんですか。

A委員 なくなる可能性があります。金属製品は最近なくなったりしますよね。

会長 なるほど、そういう意味ですね。

A委員 あと、夜にそういう方が増えるってことで、夜間だけ出すっていう形で。

会長 なるほどね。そうすると、行政のほうになるべく事業者の協力でうまくお願いするっていうようなことがないかね。怖い方もいらっしゃるんだしね。泉町のところはよろしいですかね。

事務局 人通りも、特に昼間は少なく、酔った勢いとかもありますので。地元の方から中央警察署のほうに要請があり交通規制もかけております。健全な歓楽街と言うと変ですけども。

C委員
事務局 パトカーも止まっていますね。8時以降だったかな。
だいぶきれいになっているかと思います。そういう意味で今回敢えてエリアには入れておりません。通行量が一番指標にしやすいかなと考えております。一方で確かにそういうところも検討したんですが、駅東の問題も抱えておりますし、将来の課題として、市内の回遊性、通行量を増やしていこうという基準からいきますと対象外かなと考えております。

会長
事務局 とりあえず、将来の検討課題として入れておいてもらえますか。
駅東につきましても、先ほど委員さんからもお話がありましたように、煙草だけでなく安全・安心という観点から東警察署さんも一生懸命やってらっしゃいますので、交通安全の問題も含めて警察と連携して、多くの課題がある地域として将来入れていくのかは検討課題であると考えています。

会長 そうすると、懇談会としては、この東口の部分、泉町、これは将来の検討課題エリアになるということで記載してもらおうということですね。

C委員 もうひとつ参考に聞かせていただきたいのですが、通行量があるかどうかちょっとわからないんですが、オリオン通りアーケード街と大通りの間に一本、道がありますよね。ちょうど馬場町あたりだと屋台村がある前の通りです。ここはけっこう小さい店とかがあって、オリオン通りからちょっとはずれて歩きたいという人が結構いるように思っているんですけど、これはどうなんですかね。この、東西のラインは。

事務局 今回の調査においては、この路線は対象になってございませんので、私どものほうでは通行量を把握していないのが現状でございます。

F委員 よろしいでしょうか。努力義務と禁止区域っていうことで、一本入ると努力義務で、入らないとそこは禁止区域っていうのは、非常に、煙草を吸う側も規制する側もわかりにくいように思います。なので、この大きな部分は禁止なら禁止としてしまったほうが良いように思うんですけど。

会長 要は、面で捉えるということですね。

C委員 そうですね。というのは、例えば、こんな言い方をするとヘソ曲がりのようですが、線を引いた部分と引いていない部分をまたいで煙草を吸ったら過料はどうなるのという話ですね。ですから、F委員がおっしゃったように面で捉えてここは色を染めたほうが、たぶんここはダメだよとしたほうがわかりやすい気がするんですけどね。

F委員 この通行量のデータを基にして、この範囲で括ったほうがわかりやすいのではないかなと。

会長 なるほどね。確かに先ほど江野町でしたっけ、あそこにも一本、脇の道が救済の道路になっているということなんですけども、たしかに線の間というのは一本入っちゃうとね。放置自転車でよくあった例なんですけど、線

C委員
会長

引きの外に、要するに放置禁止区域となった当初はみんな無くなったんですけど、いったんエリアを決めるとその一歩先がずっと自転車が滞留しちゃったっていう話もありますね。

区域外に行っちゃうんですね。

それで、どうするんだということ。最近はずいぶん解消されているようですが。たしかにこういう四角い囲みだと余計そういう感じがしますね。

A委員

よろしいですか。千代田区なんかで面でやっていますが、あれは当初は喫煙所がなかったですから、やっぱり中の入り組んだ道路ということでは確かに面で抑えたほうがいいのですが、あまり広くしてしまうとその外との境界の部分でそういう事象が頻発してくるから、そこが吸殻で散らかっちゃうですとか、あとはあまり面を広くすると隠れて吸うという事例が出てくる。隠れて吸うということは、ちゃんと吸殻の処理がされればいいですけども、変な始末をすると火の元のようなことにもなっていくということで、そこはしっかり見極めていかないと、かえって危ない事例を引き起こす可能性があると思います。

会長

なるほどね。難しいところですね。

C委員

ついでにちょっと疑問点を挙げさせてほしいんですが。例えば、大通りの中に、コンビニエンスストアがあった時は、前に灰皿が設置してあるところも当然あるわけですよね。当然それは禁止という考え方でよろしいでしょうかね。

事務局

私有地については対象外と考えております。

C委員

区域内の道路でもですか。

事務局

路上なら別です。

C委員

敷地内かどうかはわからないんですよ。

事務局

そういったなかで、事業者の責務の中に協力していただくという内容を盛り込んだところでございます。

C委員

先ほどの責務の中に入れるということですね。

事務局

あくまで公共の場ということで市道、県道、そういうところでは禁止させていただくということです。

実は、内部では面という考え方も当然検討はしてまいりましたが、この中心市街地、かなりお店がございまして。お店の中で働いている方もいらっしゃいます。現在、ほとんどお店は禁煙というケースがございまして、その場合は外で吸うということになるんですが、面で区域設定してしまいますとその人たちはどうなってしまうんだろうかというのがございまして。先ほどA委員がおっしゃったように違法な喫煙が増えてしまうという可能性もあるなかで、結果として、まず私どもとしましては、線で禁止区域を

設定させていただきました。併せて努力義務、特にこの中心市街地の努力義務地区の歩行喫煙の状況であるとか、ポイ捨ての状況であるとかを調査してまいりますので、その状況を見て悪化してしまうという状況になれば、全体的に規制していくということもあるかとは思いますが、まずはお示しした形で区域設定をして、様子を見て次の段階へ進んで行きたいということで線で提案させていただきました。

会長 なるほど、そうすると例えば、オリオン通りと中央通りの間にあるようなところについては努力義務というエリア設定して、もちろん道路とか公共の場でしょうけれども。いかがでしょう。なかなか難しいところですね。確かに、あまりぎちぎちにやっちゃうと、今は吸われる方が少ないといっても、かなりおりますのでね。そうすると違法状態を助長するようなことにもなりかねないというのはありますよね。ここで働いている人たちも結構いますしね。

C委員 学校の先生が、校門の外で吸っているのもかっこ悪いですよ。

会長 そうすると、これでいいですと、100%ということではなくて、当面の禁止区域としてその状況を見ると。なおかつ、それについて不都合があればさらに禁止区域を見直ししなければならないだろうと、そういうことですかね。それを入れないとちょっと難しいですよ。一般的にこれでいいですということにはならないと思います。それでは、当懇談会としてはそういう方向付けをしましょうか、よろしいですか。

E委員 よろしいですか。商店街の代表としてですね、オリオン通りの曲師町の方の新橋ですかね、中央小学校を北に向かった、新星堂のところのイベント広場。もしそこが禁止区域にすることが可能であればお願いしたいなど。

C委員 ここはイベント広場で使った際に、川沿いにトイレがあったりして、そっち行ったりするんですよ。

会長 ここの部分はいかがですか。

事務局 意見を踏まえて、付け加える方向で検討させていただきたいと思います。

会長 それではその新橋のところまで考えるということで。あとは先ほど言ったように当懇談会としては、状況を見て見直すということで。

F委員 すいません。確認ですが、宮まつりとかこれから大きなイベントで多くの方が来ると見込まれるときに、努力義務の場所と禁止区域の場所とありますけど、そういった場合にはどうなるのでしょうか。

事務局 先ほど申し上げましたが、イベントをやって、宮まつりなどは30万人近くの方が来て頂いて市外の活性化もできますので、やはりそういうときは例外的にきちんと喫煙スペースを設けて主催者が管理をしていくと、そういう風に考えております。

- F委員
事務局
- 基本的にその場合は面で規制区域を決めるという形になるんですか。
例えば宮島町から池上町まで、大通りは歩行者天国にできますので、そこは当然禁止エリアですが、そうは言いましても要所要所に灰皿を置いていただくなりして、そこは例外的に許可をするという形ですね。そこで吸っているからみんながバタバタと吸うというのでは何にもなりませんので、イベントではきちんとした形で住み分けをしていきます。これは条例の趣旨からしても、吸う人と吸わない人の共存をするため、対応していただくということになろうかと思えます。
- 会長
- 例えば、そういったイベントなどがある場合に、そういう例外規定を設けている都市ってないですか。要するにこれでコンプライトするんじゃないかと、臨時的にこういうエリアを長が設けられるとか、そういう規定の入れ方がないですかね。そういう特例的な規定を、宮まつりみたいな市民こぞってやるようなイベントの時、ちょっと状況が違って来る時があると思うんですよね。そういう時はちょっと違ってエリアを工夫してもらいたいなことで考えてみてください。
- A委員
- そこは、実効性のところと絡んでくるのかなと思うんですけども、川崎市の例であれば、あれは面じゃなくて線で規制していますが、その始まりの部分と、一定の人間が非規制区域から規制区域に入ってくるところには、ここから禁止区域ですよという標識とかがあって、そのことで周知がされて混乱がなくなるという側面があるのかなと。ですから、場合によってゴムのように伸ばしたり縮めたりすると、いつからいつまで、どこからどこまでということがなかなか徹底しづらくなるので、その辺での難しさみたいなものも出てくるのかなと思いますけれども。
- 会長
- 多分、そういった時に何か根拠規定が条例上にないと動きが取れないということになってしまいますよね。
- A委員
- メッセージをいかに参加者に伝えるかというところが問題ですね。
- C委員
- 臨時で来る人にいかに伝えるかが問題ですね。
- 会長
- 基本的には、A委員が言ったように、こういう規制というのは伸び縮みしてはいけないんですよね。ただ、例外的に何かあったときに、そのエリアを1日だけでも発動できるような根拠規定を設けていないと、ちょっと行政側としては、たとえばF委員が言ったような時に対応できないという気がしないでもない。
- A委員
- ああいう人通りが多い時に歩きタバコをしているのを私も見ましたが、あれは確かにとっても危ないなと思えますね。
- C委員
- 先ほど出た、オリオンスクエアのイベントで、臨時的に喫煙所を設ける時は、現在は規制しているわけじゃないけど、別に条例とか必要ないんで

すよね。だから今、設けちゃってるんですよね。同じことだね。

会長 現行上でできるのか、あるいは法的な根拠をちょっと入れる必要があるのかどうか、それはもう一度事務局のほうで検討してみてください。そうするとかなり運用の幅ができてくるんじゃないかと思うんですけどね。

F委員 イベントがありますからね。

会長 ものすごく多いですよね。

事務局 よろしいでしょうか。例えば、イベント時の中心市街地の問題でございますが、今、会長からありましたように、臨時的に禁止区域に設定するというのも一つあるかと思います。もう一つは中心部も努力義務が入っていますので、努力義務を徹底してもらってマナーアップ作戦を行政が展開することで、事実上の、そういった危険行為を防いでいくということもあろうかなと思います。

会長 確かにね。条例、条例というよりもPRなんですよ。行政側の誘導。これのほうはむしろ効果があるんだらうと思いますけどね。では、その辺もちょっと考えながら。だいぶ規制区域の具体的な話がありましたが、そんなところでよろしいですかね。そういえば、今ついでに喫煙スペースの話も出ましたので、喫煙スペースについてはよろしいですか。基本的にはこういう考え方のかなと思いますけど。だいたい同時に議論されたという風に思いますけど。それでは、実効性のほうへ参りましょうか。ここについてはですね、まず責務や役割についてということですが。これはある種、当たり前なのかなという感じはします。結構、事業者には責務がありますね。これをそれぞれのところに展開してもらえればなと思いますけども、あとは市民への啓発ですよ。この市の責務、役割についてはいかがでしょう。ある意味ごく常識的な役割にしてあるかなと思いますけど。

A委員 事業者の責務のところなんですけれども、被害防止のために大型商業施設は人通りが多いですから、そういったところできちんと安全性が担保されなければというのはまったくそのとおりだろうと思いますけれども、あとはそのやり方として、こここのところで、「工場や大型商業施設の敷地内(屋外)において、条例の趣旨を踏まえ、路上喫煙対策に協力すること」という、この最後の「路上喫煙対策に協力すること」という部分です。要は住み分けというか共存ですよ、締め出しではないですよというところがきちんと使われた形であればいいのかなと。そこを誤解されると、ああわかった、じゃあここはスモークフリーエリアにしちゃえばいいんだということにならないような記述を配慮いただきたいかなという気はします。

会長 なるほど、共存ということを手が分かるような記述のしかたですね。事務局どうですか、まさにそういうことだろうと思いますけど。

事務局
会長

表現につきましては次回までに検討させていただきます。

そうですね、検討してください。あといかがでしょうか。それでは、一応この責務についてはこのよう。次は罰則です。罰則もある意味だいたいそろっているのかなという気がします。専門用語で言うと過料というやつですね。専門的には刑罰が科料という言い方をして、こういう行政罰、秩序罰は過料と言っているんですけど刑罰じゃないんですよ。行政罰の秩序罰であって、刑罰ではないという、早く言うと地方公共団体が任意にかけられる。要するに、警察が起訴して書類送検して裁判にかけてという形ではなくて、過料は、地方公共団体がその現場を見つければパッとかけられる。その違いがものすごくある。そういったことで、千代田区もそうだし、他の都市もだいたいこんなところでやっていると。しかも2千円ということで。これは何万円以下と規定できるんですけど、この過料っていうのは5万円以下の額にできるんですけども、何千円以下とか1万円以下とかやってやると、徴収する人の裁量が働く。自分で考えなきゃいけない。判断基準を作らなきゃいけないんですよ。だからこれはすごく難しいですよ。ですから、そういう意味でどこの都市も多くは2千円とか千円とかでやっているんですね。先ほどの資料の10ページになりますか、この何万円以下って書いてあるところは、これはそれぞれの都市が、裁量でその状況に応じて過料の額を決めていくというかなりの難しさがあって。行為の規制ですと、むしろ単純にやったほうがわかりやすいかなという気はします。ですから、そういう意味では宇都宮市が2千円としたのは妥当じゃないかなという気はしますが。まあ、私も先に意見を言ってしまうて申し訳なかったんですけど、まあそんなところではないかなという気がします。ただ、ひとつはですね、資料の記述では千代田区みたいにですね見つけたときにパッと取っちゃうのか、1回警告を発するのちよっと分からないんですが。

事務局

私どもの考えといたしましては、指導を置かずに過料ですね、直罰という形になります。

会長

厳しいですね。確かにそのほうが効果はありますよ。抑止効果はあります。その現場を見つけたら、すぐ「あなたは過料ですよ。」とやるわけですよ。だから当初しばらくは監視員とかを張り付けておいてやるほかない。千代田区がそうでしたからね。

C委員

大阪もそうでしたね。あれは駐車違反か。

A委員

いや、確か煙草もですね。

会長

確かにそれをやるとテレビや新聞で取り上げられますので、まずいなと、吸っちゃうとお金取られちゃうなということで抑止効果はかなり出てくる

- ことは事実です。皆さんその辺いかがでしょうかね。
- A委員 ちょっと議論したいところですね。
- C委員 一つ質問させていただきたいんですが、10ページの他都市における過料の状況について、(1)には札幌市から大阪市まで記載があって、括弧書きで1千円、2千円と書いてありますが、これ以上徴収していないということですか。
- 事務局 条例上規定があるのは何万円以下ということで、実際には括弧内に書いてある額を徴収しているということです。
- C委員 では、(2)に記載してある都市は条例上に徴収額が規定してあるということですか。
- 事務局 札幌のように何万円以下と規定している都市も含まれています。(2)に記載してあるものは実際の徴収額です。
- A委員 川崎市が記載されていますが、川崎市は違反行為を確認した場合に、まず指導を行い、その時点で喫煙行為をやめれば実際の徴収まではやらないと思います。
- 会長 そうですね。指導、警告を行うのか、宇都宮市では違反行為を確認した時には、すぐ過料という形、直罰でやりたいということですが、皆さんその点につきましてはいかがでしょう。お考えを聞かせていただきたい。
- C委員 人を信じるということからいくと、優しくやるべきだと思います。本当は、罰則規定があるから煙草を吸わなくなるというのは人間性として一番低いと思います。
- 会長 確かにそうですね。迷うところですね。
- A委員 先ほどお配りした資料の7ページに山梨日日新聞の記事がありますが、直罰の場合だと逆ギレされてトラブルが発生するというのも考えられますので、そういったことが難しいのかなと思います。本当はあっちゃいけないことだとは思いますが。直罰の場合のいい面と悪い面がありますから、どういう手法がいいのか考えなければならないと思います。
- 会長 条例上直罰でも、運用上指導、警告を入れて、それに従えば過料は取らないという都市もあるんじゃないですか。事務局どうでしょうか。
- 事務局 他都市の例ですと、罰則の前に指導を設けている都市と、すぐ罰則を適用する直罰の方式の都市は大体半々です。確かに、運用の中で過料の処分の課す前に指導、警告をするという考え方もありますが、市としては実効性を確かなものにするということから、直罰が相応しいのではないだろうかという考えです。
- 会長 要するに、千代田区がやったような例ですね。
- C委員 そうすると、直罰でやるという時に、市民もしくは市にいらっしゃる方

事務局

への周知期間というのはおよそどのくらい考えているんですか。条例ができて効力を持ったから、じゃあ明日からというわけにはいかないですよ。

スケジュールでもお示ししましたとおり、市としてはこの懇談会からの提言をいただきまして、平成20年6月議会に条例案を上程し、成立させていただきたいと考えております。そうしますとおそらく7月から公布、施行という形になろうかと思いますが、実際にその後は周知期間が最低半年は必要だろうと考えております。そうしますと翌年1月くらいからが適当かなと考えておりますが、その時点から即過料というわけではなく、実際には平成21年4月、そのあたりから今度は9ヶ月間周知いたしましたので4月からは申し訳ないけど過料をいただきますという、それくらいのスケジュールを考えております。周知には十分時間をかけたいと思いますし、また市民や、市にいらっしゃった方にもわかりやすいように標示等もやらせていただきたいなと事務局ではそのように検討しております。

会長

それだけ期間があれば。千代田区なんかですと知らなかったよという人、特に若い人が反発するみたいですけどね。みなさんどうでしょうか。市では慎重な手続きをとるということですが。

A委員

川崎市の例ですが、川崎市は2006年4月から条例が施行されていて、重点地区とそれ以外の全市ということで、禁止区域と努力義務区域にわかれています。2ヵ月後に重点地区を設定して、半年後の10月から過料を適用しています。直罰かそうでないかは結局お金を取るかどうか为目的ではなくて、抑止効果やマナーアップの向上を図ることであって、そのためにどういう手段を取ると一番効率があるのかということなので、過料のところもそうですし、期間も2ヵ月後には重点地区を設定して、確か指導員の方も14名くらい雇われていますが、その方を配置して「今は禁止ですよ、10月からは過料になりますよ。喫煙行為を止めましょう」と話をして、その後4ヵ月後に過料を徴収する、実際には指導という形にとどめているようです。その中で、川崎市のデータを見ると、実際には直罰を行ってはいないんですが、重点区域内の発生率が平成18年10月、過料を適用した時から半年間と、その後の半年間を見ると0.76から0.37とほぼ半減しているということもあるので、過料の徴収方法や、どのように人を配置するのか、どういう期間を設定していくのか、それらをトータルで考えるべきなのかと思います。

会長

確かにA委員がおっしゃったように、抑止効果として働かせるのが一番いいんですね。過料を取ることが目的ではない。ですから、そういうことですと当懇談会としては抑止のための周知期間だとか、そういったものできちんと周知、啓発をしていくということで、十分期間を取るということ

でいかがでしょうかね。そうなるとこの形式でよろしいのかなと思いますけど、ただ、事務局からあったように、最初は3ヶ月くらい指導期間があって、その後は過料を取ると。申し訳ないですけど最初の一人くらい新聞に出るようなひどい人がいると、喫煙者が結構気をつけるんですよね、千代田区の場合もテレビに出たことによって抑止効果があったということですから。皆さんそういったことはいかがでしょう。当懇談会としては周知期間、PR期間を取り、その間に十分にやらしをして施行するということによっても抑止効果は得られると。そういうことでよろしいですか。それでは十分配慮して行っていただきたいと思います。ただ、私ども、A委員やC委員が発言したことも付け加えておいてください。それでよろしいですか。ありがとうございました。

そうしますと本日の議論はこれで終わりになりますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

今回は、1月31日木曜日、午後2時から本庁14階、14B会議室で開催したいと存じます。なお、第5回目でございますが、最終回になりますが、こちらにつきましては3月末を予定しております。日にちが固まり次第お知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長

そうしますと、今回は予定では条例に盛り込む事項ということで、中間提言、まとめに入ります。ですから、今日議論したことを確認させていただいて、そしてその後パブリックコメントに入るということでよろしいですね。予定ではそうなっておりますので、ご協力お願いいたします。

A委員

今回は、中間提言というものが出てくるわけですね。本日は資料がその場で配布されましたが、今回は事前にいただけるということでしょうか。

会長

逆にそうしてもらわないと困りますよね。中間提言で市民の前にパブリックコメントで出てきますので、当日の資料配布ではなく事前に各委員さんに配布していただいて、チェックを入れていただきたい。それで、当日の会議に出していただくと。事務局はそういう形で用意していただいてよろしいですね。その他に何かありますでしょうか。

F委員

前回、ポイ捨て条例の対象との住み分けの話があったかと思いますが、もう一度説明をお願いしたいんですが。

会長

それでは、もう一度説明していただけますか。

事務局

資料2をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、路上喫煙条例につきましても、ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例につきましても事務局案ということで確定ではないということでご承知おきいただきたいと思います。

【事務局から資料2に基づき説明】

F委員 ポイ捨てと路上喫煙の罰則規定が両方かかるのでその辺はどうなるのでしょうか。

事務局 二重に罰則がかからないように整合を図っていくということで、現在調整しております。

会長 火のついた煙草を捨てることはこちらの条例で対応するということですが、私の感覚ですと、廃掃法は確かにごみを捨てることを規制しておりますが、煙草を持っているものを捨てた瞬間にごみになるわけですよ。ですが、その時の行為は、もしこの資料とおりに行くのであれば、空き缶や紙くずを捨てる行為を廃掃法で対応するんだということにはならないんだと思うんです。やはり宇都宮市ではあくまでもごみのないきれいなまちをみんなで作る条例で対応するのではないかと思うんです。

事務局 わかりました。もう一度整理します。

会長 お願いします。もしそのとおりだとすると、廃掃法に罰金が定められているから、ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例の中に過料を定めることができないはずだと思うんです。少なくとも他の都市でやっているのは、ごみを捨てるのとポイ捨ては違う行為だとしてやっているはずなんです。だから、ポイ捨て条例の中に罰則を入れてきているんです。ですからそこをよくごみのないきれいなまちをみんなで作る条例の担当の課と打ち合わせしてください。そしてF委員が納得するように次回説明してください。

 それでは、今回は1月31日午後2時からということで、中間提言になります。事前に資料がお手元に届くと思いますので、それを見ていただいた中で議論していくということをお願いしたいと思います。

 そういうことで今日はこれで閉じさせていただきますけど、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(閉会 午後4時50分)